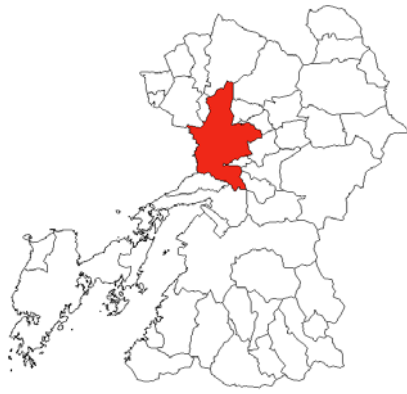


認定があったものとみなした構造改革特区計画の概要

番号	都道府県名	作成主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域 の範囲	特区計画の概要	特例措置の番号	特例措置の内容
新規計画1件							
1	熊本県	熊本県 熊本市	熊本県条例による事務処理の特例に係る軌道法関係事務の合理化事業特区	熊本市の全域	現在、軌道法施行令第6条第1項の規定による認可等に関する事務について熊本市に権限移譲されているが、当該認可に伴う九州運輸局長への協議については、地方自治法252条の17の3第3項の規定により、熊本県を経由し、協議を行っている状況にある。 今回、構造改革特別区域の特例措置「条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業」を活用することで、九州運輸局長への協議については、熊本県を経由することなく、直接熊本市が実施することが可能となり、認可に向けての事務の効率化及び迅速化を図る。	412	条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業

熊本県条例による事務処理の特例に係る 軌道法関係事務の合理化事業特区

都道府県名：	熊本県	
申請主体名：	熊本県 熊本市	
区域の範囲：	熊本市の全域	
特区の概要：	<p>現在、軌道法施行令第6条第1項の規定による認可等に関する事務について熊本市に権限移譲されているが、当該認可に伴う九州運輸局長への協議については、地方自治法 252 条の 17 の 3 第 3 項の規定により、熊本県を経由し、協議を行っている状況にある。</p> <p>今回、構造改革特別区域の特例措置「条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業」を活用することで、九州運輸局長への協議については、熊本県を経由することなく、直接熊本市が実施することが可能となり、認可に向けての事務の効率化及び迅速化を図る。</p>	
適用される規制の特例措置：	条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業	



熊本城と路面電車



新型超低床電車「COCORO」